

第 16 回 MoF・NGO 定期協議議事録

日時：2001 年 9 月 11 日（火）14：00-18：00

場所：財務省第 3 特別会議室

議題：

1. 定期協議に関する外部評価報告

MoF・NGO 定期協議のあり方について（前回からの継続議題）

2. MoF からの議題

2-1. IDA（国際開発協会）第 13 増資について

3. NGO からの議題

3-1. 世銀・IMF 総会 ~ IMF のコンディショナリティと世銀の構造調整融資に関して ~

3-2. 世銀の民間セクター開発戦略策定に関して

3-3. ソンドゥ・ミリウ水力発電プロジェクト（ケニア）における債務問題に関して

3-4. 国際金融業務における債務省の役割について ~ ヒンクルット石炭火力発電所（タイ）から ~

3-5. ソンドゥ・ミリウ水力発電プロジェクト（ケニア）

出席者（順不同、敬省略）：

【財務省国際局】

開発機関課：丸山（課長） 門間（企画官） 目黒、日向、斉内、佐藤、川路

開発金融課：山崎（課長） 高坂、岡崎

開発政策課：馬場、若林

国際機構課：廣川

【NGO】

松本、本山、波多江（以上、地球の友ジャパン）、大芝（一橋大学）、福田（メコンウォッチ）、片山（ワールド・ビジョン・ジャパン）、高瀬（アフリカ日本協議会）、北沢（債務と貧困ネット）、重田、寺嶋（以上、ジュビリー福岡）、石田、マッキントッシュ、足立、倉戸、竹内（以上、「環境・持続社会」研究センター）

配付資料：

【財務省】

- ・ IDA 第 13 次増資について（国際局開発機関課 2001.9.11）

【NGO】

- ・ 財務省・NGO 定期協議に関する外部評価（大芝 2001.5.30）

1. 定期協議に関する外部評価報告

大芝：

昨年行なった外部評価によると、財務省にとってのこれまでの成果は、（1）NGO との信頼関係が

構築できたこと、(2) 政策と現場とでは差のあることを認識したこと、(3) 定期協議をきっかけとして財務省行政の対外的な透明性が高まったことである。NGO にとっては、(1) 財務省との信頼関係を構築したこと、(2) 行政府に対し定期的に問題提起できる場を確保したこと、(3) 行政府から情報を入手する場を確保したこと、(4) 他省庁と NGO との協議を促進するなどの波及効果があったことである。

定期協議が財務省・NGO にいかなる態度・政策の変化を起こしたかを、1) 政策決定、2) 外務省の行動、3) 世銀等、MDBs (多国間開発金融機関) の政策決定の 3 つに分けて考える。まず、政策決定のレベルでは (1) プロジェクトを実施する際の問題を認識するようになった、(2) 世銀の理事室に情報が伝達された点が評価できる。財務省が準備も含め定期協議にかかる時間は決して小さくないため、財務省としても成果を生み出したいという真摯な姿勢が感じられる。しかし、この定期協議の存在がどの程度知られているかには疑問を感じる方も財務省内にいる。ある程度継続性をもって積み重ねていくことが必要だろう。政策決定のレベルについて、日本政府のアウトプットという点では、態度変化を引き起こした具体的なケースがあるが、世銀の政策変化は今後の課題である。私は、定期協議の第一段階が終わり、第二段階に入る時機だと思うので、世銀の政策変化に重点的に取り組んではどうか。NGO 活動の変化について、NGO と財務省とを対抗するものとの見方はかなり後退した印象を受ける。一方、日本の NGO が外国の NGO と異なったアプローチをとるようになったかは疑問。これは、財務省からも指摘があった点である。外国の NGO と異なるアプローチをとったり、「日本の NGO」としてまとまったりする必要はないとの意見もある。私は、日本の NGO 独自の問題提起をしたら良いと思う。そのためには日本の NGO がリーダーシップを発揮し、そのために必要な情報や協力を得られるようになった方が良い。日本独自の情報を得るための一つとして、財務省から例えばサミットや MDBs の総会での焦点などを報告として提供していただくと良いのでは。

今後の役割と重点領域のうち、財務省側の期待としては、財務省の政策立案能力の向上と、それをいかに役立てるか。NGO 側の期待としては、財務省を通じ、MDBs のプロジェクトもしくは政策の改善を図りたいということ。私は、これら双方の期待は収斂できると思う。財務省と NGO がパートナーとして、共同で政策立案や新制度の設立を進めていくことが、この定期協議の第二段階の課題である。例えば、連携を強化すべき領域として、開発戦略、人権・環境に対する考え方、MDBs の組織運営などが考えられるので、そのような領域について議論し、政策に結び付けていくのはどうか。そのためにも、定期協議ではなるべく相互から問題提起があるのが望ましい。また、Q&A 方式の審議が多いが、一般的な政策提言に結びつくような協議が必要なのではないか。

運営方法、議題について。双方から議題を出すことで、双方の問題設定の相違を認識することが大切。また、現在進行形の話は報告だけではなく、サウンディング方式であっても良いのでは。さらに、個別ケースも良いが、例えば 1 年サイクルなどで 1 年に 1 度ぐらい中長期的な議題を取り上げても良いのでは。個別ケースを議題とする場合には、それが一般的な政策においてどのような意味があるのか指摘した方が良い。審議結果の公開について。非公開ゆえに率直な意見交換ができる点は非常に評価できるが、ここでの議論をここだけで留めるのはもったいない。このような協議に関心はあるが、財務省とも NGO と関係のない人には何が話し合われているかわかりにくいので

で、適宜、共同でシンポジウムを開く、プレスリリースを発表するなど、一般への公開性を高める努力をしてはどうか。

他の定期協議との役割分担を進めすぎると、全体を見る場がなくなる。JBIC（国際協力銀行）の個別ケースを JBIC との定期協議で協議するのも結構だが、その場合にもこの定期協議の場で JBIC との定期協議の簡単な報告をするなど、何らかの形でリンクするところがあった方が良いと思う。また、MDBs 研究会との連携も必要。政策論議、提言の話をするとなると個人の活発な意見交換が欲しいが、それはここでは性格上難しいかもしれない。政策提言をしようと思うと 1 度や 2 度の議論ではすまない。そこで、MDBs 研究会を財務省、NGO、研究者の三者構成にし、そこでそれぞれ報告し合い、提言内容を詰めていくのはどうか。つまり、ゆっくり議論できる場を別に設け、内容をここで発表するという。私の理解では、この定期協議は第二段階に入ってきている。ぜひ、良い政策提言をしていただきたい。MoF 丸山：われわれにとっても、この場は様々な意見交換ができる場である。お互いの前向きな評価が大芝先生の高い評価につながっていると思う。この提言を受けて次の協議会において、協議会の今後のあり方についてフリー・ディスカッションを少ししたい。

北沢：

中長期的な課題について。国際金融機関の改革問題について議論するならば IMF 世銀総会前である今日だと思う。つまり、年に 1 度行われる IMF 世銀の年次総会を踏まえ、毎年定期協議を持てれば良い。それは 9 月に入ってからでは遅いと思うので、毎年 7 月前に中長期的な問題を協議するというのはどうか。MoF 丸山：それには異論ない。ただ、そのような議論は一度ではできないので、6 月ぐらいから数回行いたい。しかしながら、今日は議論の整理ができていないので生産的な議論はできないと思う。論点をきちんと煮詰めたいので、次回から行うことにしたい。もしくは協議の頻度を高めても良いと思っている。

マッキントッシュ：

今回は外部評価を受けて双方から話をするということで。

2. MoF からの議題

2-1. IDA(国際開発協会)第 13 次増資について

MoF 丸山：

IDA は 40 年という長い期間貸し付けるので、増資しなければ資本がなくなってしまう。それを原則として 3 年ごとに増資を行っている。今回は第 13 回で、2002 年 7 月から 2005 年 6 月までの資金を確保するための増資交渉が行われている。すでに 2 月の末にパリ、6 月 6 日にアジスアババで 2 回会合が行われ、政策議論が行われた。年末までに原則 2 回の会合をし、合意したいと世銀は考えているようだ。

交渉プロセスの透明化、つまり借入国政府、市民社会の参加の機会を増やすこと、議論を総括した議長サマリーを公表することが第 1 回会合で合意された。第 2 回会合には借入国の代表 6 カ国が参加し、アフリカの NGO や企業との対話も行われた。さらに今後の会合においては、借入国 NGO

との対話の場を設けることを考えている。第二回会合までのバックグラウンド・ペーパーや議長サマリーは世銀のウェブサイトで公開されている。

日本政府が個別イシューとして特に重要だと考えている点は以下の点である。まず、パフォーマンス・ベスト・アロケーション。成績の良い国にはより多く貸し付けるということ。ガバナンスの評価が低い国の配分額を減らすという厳しい方法をとることを考えているが、その方法についても検討する。難しいのはポスト・コンフリクト国。内戦後の国にパフォーマンス・ベスト・アロケーションを機械的に適用すると評価が低くなってしまふことをどう考えるか。もう1点は、米国が唱えている IDA のグラント部分を増やすことについて。今回結論を出すわけではないが、そのためには援助のフレームワークを根底から変えなくてはならないので、グラントを増やすことにはヨーロッパ諸国と日本は慎重。IDA は低所得国を対象にしているとはいえ融資機関であるべき、グラントは主として二国間で出すべきだと考えている。交渉妥結後は、IDA 加盟措置法の法改正が必要なので国会に提出する。

北沢：

法改正のポイントは？

MoF 丸山：

法改正といっても条文は改正せず、金額を付け足していくことを書き込んでいくだけ。

北沢：

毎回問題になる構造調整融資については議論されないのか。

MoF 丸山：

それは予定されていない。

北沢：

IDA は WID(開発と女性)が非常に弱く、それを謳っていながら中身がない。WID に対する融資を増やすようお願いしたい。

また、構造調整融資を 20%以下にするという公約があるにもかかわらず、プロジェクトよりも理事会を通りやすいため、融資額が増えている。これは債務問題にも関わってくるので問題である。

MoF 丸山：

女性に対する融資については、日本政府としてもきちんと議論したい。

構造調整融資に関しては、日本の NGO の意見として一般化しても良いか。良いならば、日本の NGO の意見として機会があれば伝えたい。

本山：

IDA において構造調整融資が増えているが、これが貧困削減とうまくかみあっているかは疑問。慎重に議論する必要があるのでは。

WID についても単に額が増えれば良いわけではない。女性に対する直接的な支援ができているか

が問題。ジェンダーの視点を入れて欲しいというのが私の意見。

本山：

世銀の民間セクター開発戦略ペーパーでは IDA の第 13 次増資との関連は触れられていなかったが。

MoF 丸山：

民間セクター開発戦略は第 13 次増資とは直接結びついていない。増資交渉を睨んでではあるが、世銀グループ全体の政策を考え、12 月に理事会での合意を得て、増資後、政策が実施される。今でなくても結構なので意見をいただきたい。IFC、MIGA とのパートナーシップも今後議論されるだろう。

3. NGO からの議題

3-1. 世銀・IMF(国際通貨基金)総会 ~ IMF のコンディショナリティ(融資条件)と世銀の構造調整融資に関して ~

北沢：

IMF のコンサルテーションが 7 月にベルリンとロンドンで行われた。それに参加した NGO の情報によると、コンサルテーションの結果について総会で議論されるとのことだが。

MoF 廣川：

国際通貨金融委員会の具体的なアジェンダはまだ決まっていないが、重要な問題なのでその中に入ってくるかもしれない。

北沢：

NGO の中には、経済危機が起こった際の改革プログラムを伴う融資にコンディショナリティは必要ないとの意見もある。また、ある程度のコンディショナリティは必要と考える NGO も改善は必要と考えている。たとえば、通貨への投機に対してトビン・タックスをかける、融資受入国政府と IMF 間の協議を定期的に行う、国別のガイドラインを作るなど。

受入国のオーナーシップというが、実際には IMF がコンディショナリティをつくっている。しかし、IMF には当該国に関する知識は十分にはないのでは。IMF のスタッフがヘッジファンドや、当該国の政治経済社会状況に精通しているかは疑わしい。

また、東京での IMF のコンサルテーションに出席したのは私一人だった。私一人の意見が NGO の意見として捉えられるのも問題。構調整融資が委員会での議題になった場合、日本政府はどのような姿勢で臨むのかお伺いしたい。

MoF 丸山：

IMF のコンディショナリティは日本政府内でも議論されてきた問題で、インドネシアの経済危機の時に典型的に現れた。アジア危機に対し、ある国の通貨が下落し危機が起こった際の IMF の伝統的な処方箋で良かったのかという反省があったし、日本政府もそれには疑問を唱えてきた。その中

でコンディショナリティを見直そうという議論が起こった。日本政府内でも意見は不一致であり、私はコンディショナリティを全くなくすという意見ではないが、合理化・簡素化は必要だと考えている。

IMF の専門性について、マクロ経済面は世界で最も優れていると思う。ただ、実際に危機がある国の経済事情、政治事情を勘案しながらの分析は必要。そのような考え方に基づいて、今回ではなく、2002 年春の国際通貨金融委員会で議論されることになると思う。

MoF 廣川：

なぜ 2002 年春までかかるかということ、個別の具体的なケースをみながら議論を進めていく予定だからである。暫定的なガイダンスに基づき、構造のコンディショナリティのケースを積み上げていている。議論の途中段階の教訓から得られたことについては 7 月の理事会のものがウェブサイトに出ている。そこにセミナーに関する資料、議論の内容を簡単にまとめたペーパーもある。

北沢：

アジア危機だけでなく、最近起こったアルゼンチンの問題もある。IMF の融資を受けるためにアルゼンチンが受け入れなくてはならなかったコンディショナリティは数百にのぼり、しかもその中にアルゼンチンの金利を非常に高いものにすると項目があったと聞いた。つまり、コンディショナリティを見直すと言っているが、アジア危機の経験がアルゼンチンの場合に生かされていないのでは。

MoF 廣川：

アルゼンチンと米国との金利差がもっとも開いた時で 25% くらいだったので、アルゼンチンの金利は高くても 30% くらいではないか。なお、IMF によってアルゼンチンに非常に高い金利が要求されたことはない。

北沢：

IMF はアルゼンチンで、大学の予算や公務員の給与、基本的な社会サービス予算をカットするなどの緊縮財政をした。そのような政策はメルコスール（南米南部共同市場）など周りに与える影響も多い。このようなオーソドックスな方法ではアルゼンチンの危機は解決できない。アジアでの教訓が全く生かされていない。NGO とのコンサルテーションを開き、議論しながら、危機への対応は以前と全く同じ。さらに他の危機が起こるとも限らないのだから、2002 年春と言わず、なるべく早く議論を終え、コンディショナリティの簡素化、合理化をしていただきたい。

また、最近話題になっている民間セクターの活用についても、基本的な社会サービスの民営化は途上国に壊滅的な状況をもたらすのでは。つまり、民営化によって貧困層がそのようなサービスを受けられるようになるとは思えず、例えば教育権の剥奪につながるなどの危機感を持っている。簡素化には賛成だが、環境的社会的なダメージを与えないための歯止めが必要なのは。

MoF 丸山：

インドネシアの経済危機の時には現地に滞在していたのでよくわかるが、公共料金の民営化による高騰にその他の複合要因がからみ、暴動が起こった。IMF もその時のことは勉強し、反省すべき点

は反省するという空気があるからこそ現在のような議論が行われている。

北沢：

アルゼンチンの場合、予算の全ての項目に関して一律 30%カットされた。このような IMF の政策はインドネシアの時と思想的に変わっていない。むしろ、そのような政策をとった結果起こっている暴動、ストライキが経済を麻痺させている。アルゼンチンのような大国がそのような状態に陥ると周りの国にも悪影響を与える。

また、アジアの経済危機の際には日本、米国が協調融資を行ったが、今回は両国にそのような力がなく、IMF 単独での融資となっている。そのような多額の融資を IMF が行っているときに、もし他の国で経済危機が起こった時の資金源はどうなるのか。危機感がないのでは。

MoF 丸山：

私の印象では、アルゼンチンに対する IMF の対応策にはアジア経済危機の時の反省が生きている。昔なら、アルゼンチンがあのような状況になった場合、すぐに為替をフロートするよう言ったと思うが、今回は必ずしもそうではなかった。

MoF 廣川：

私も IMF に危機感はあると思う。79年に策定されたコンディショナリティ・ガイドラインをアジア危機後初めて見直すことにし、構造コンディショナリティに特に重点を置いていることにもそれが表れている。見直しに関してパブリック・コメントを求めている点もこれまでなかったこと。アルゼンチンで為替流動化を IMF が求めなかったのは、1ドル=1ペソというレートを絶対に動かしたくないとの国民感情を IMF が考慮した結果でもあり、アジア危機の経験が生かされていると思う。

MoF 丸山：

ブラジルのレアルが下がっており、アルゼンチンの為替を固定化したままだと貿易競争力がなくなる。従来の IMF なら、そこで為替をフロートさせ、貿易競争力をつけて、アルゼンチン経済を立て直す政策をとったと思う。

北沢：

アルゼンチンの為替をフロートするよう IMF が求めなかったのは、国民感情に配慮してではない、これも IMF が押し付けたものとのアルゼンチン労働組合からの指摘があるが。

MoF 廣川：

1ドル=1ペソに固定されたのは1991年で、当時問題になっていた1年に3000%という急激なインフレを固定相場にすることで抑えようというものだった。実際その後インフレは収まり、経済成長も見られた。これを IMF の押し付けだとの意見には疑問がある。常に悩まされてきたインフレが、為替相場を固定して以来収まったため、流動化（フロート）させたくないとの国民感情があると聞く。現在起こっているゼネストも、固定相場ではなく、緊縮財政に対してである。この財政緊縮も IMF が押し付けたのではなく、財政が悪く金利が跳ね上がっているため、投資家の信頼が得

られない。この投資が来ない状況を改善するためであり、アジア危機とは状況が異なる。

MoF 丸山：

カレンシー・ボードを決定したのはアルゼンチン政府。IMFなどはむしろすぐに破綻すると考えていた。金利が高騰したのは、投資を渋っている外国の投資家を呼び戻すためである。本来なら為替と金利でバランスが取れるが、アルゼンチンの場合は為替を固定しているので、全て金利に跳ね返る。

北沢：

続いて、世銀の構造調整融資について、現在問題になっているのは、構造調整融資そのものより民営化の問題。2001年1月ブラジルで開かれた世界社会フォーラムにおいて民間のコンサル会社が提出したデータによると、教育の民営化により20兆ドル、保健の民営化により10兆ドルのビジネスチャンスがあるとのことである。民営化が進められる背景に、貧困層への基本的な社会サービスの提供よりも、このようなものがあるならば問題である。日本政府にはこの問題に真剣に取り組んでいただきたい。

もう一点は、Mobilization of Global Justice（グローバルな正義のための動員）がワシントンで出したスローガンについて。(1) 債務の帳消しを各国からの拠出金ではなく、IMF・世銀の資金で行うこと、(2) 構造調整政策、特に水、教育、保健の民営化をやめること、(3) 石油、石炭、ガス、巨大ダムへの融資を全面的に中止することを要求している。世銀では、年間約20億ドルのエネルギー融資のほとんどが化石燃料に対するもので、再生可能エネルギーに対するものはそのうち10%しかない。日本政府には、今後この比率を逆にしていただきたい。京都議定書の時の議長国なのであるから、それを守るためにも自然エネルギーへの融資を増加させていただきたい。自然エネルギーの良い点は、温室効果ガスエミッションが少ないこと、バイオマスや太陽光発電は分散型なので貧困層が恩恵を受けやすいことである。

MoF 丸山：

社会サービスの民営化について、そのような見方も成立するとは思う。しかし、公的部門で実施することが本当に効率的かは疑問な分野も多い。そのような分野では民営化することで質の向上は見られる。また、公的部門で実施する場合に納税者全体で負担していたものが、民間の場合はユーザー負担となり、それが払えない層も出てくることは確か。ただ、所得分配という点でどちらが良いかは議論の余地があるので、個別に議論したい。民営化によって、途上国自身の企業が発展し、国全体の経済も成長するという利点もある。

化石燃料に対しては、世銀が融資しなくても他の機関や民間部門がする可能性が高い。世銀での融資を減らすことが最善の解決策ではないと思う。また、自然エネルギーだから全て貧困層に行くわけではないとも思う。化石燃料でも貧困層にサービスが届く場合はある。

北沢：

フィリピンの例を見ていただきたい。大きな発電所ができて、送電線は貧困層の家の上を通るだ

けで、電気は各家庭に供給されない。

MoF 丸山：

カザフスタンの場合は、貧困層に対しても電気が供給されている。

北沢：

カザフスタンは社会主義なのでこの場合の良い例ではないのでは。完全に市場経済のもとに経済活動が行われている国で外資が行っている場合は大抵の場合は成り立たない。

片山：

現場で見ている限りではどちらのケースもある。

北沢：

世銀のプロジェクトでカザフスタンのような例はあるか。世銀は大きなプロジェクトへの融資しかない。自然エネルギーのメリットとして、中央集権型ではなく、分散型であることがある。化石燃料の場合は多額の資金が必要だが、自然エネルギー、たとえば太陽光発電などは小額の融資で個別に設置することも可能。

MoF 丸山：

世銀のプロジェクトだから貧困削減につながるというのは短絡的ではないか。

財務省としては、世銀の政策として化石燃料をやめ、自然エネルギーへの融資を増やせということはいえない。ただ、通常の融資以上に環境に問題がある可能性がある場合は、チェックをしっかりと行っている。

足立：

再生可能エネルギーが貧困削減につながるかは私にはわからない。が、化石燃料などに対する国内の税制優遇措置を大企業がおしているのは現実。それを見ると、NGO としては疑ってしまう。民営化についても、どこを民営化するのが良いか、日本国内でも議論が始まったばかりである。私は教育、水、保健を民営化する前に先に民営化すべき部門があると思うが、国によって状況が異なるので、個別ケースを見る必要があると思う。化石燃料から再生可能エネルギーへの転換についても、お金がつけばできると思う。一般論としては再生可能エネルギーの方が環境に良いので、そちらに力を注いでいただきたい。

MoF 丸山：

再生可能エネルギーについて、お金がつけばとおっしゃったが、それはコストがかかるということで、それが良いのか疑問。

足立：

たとえば、日本では原子力発電所の建設に様々な補助金がつく。そのような補助金がなく、公正な競争をした場合にどちらのコストが安いのか。本当に化石燃料の方が安いのかは疑問。再生可能工

エネルギーはコストがかかるという先入観があるのでは。

MoF 丸山：

世銀の融資はそれぞれの途上国政府の判断に従って行われる。つまり、そのような議論をするのは途上国の政府である。これについてはどうお考えか。

北沢：

日本の国内問題と同様に考えるのはおかしい。世銀の融資が決して、途上国政府の要請に基づいて、行われるわけではないことはご存知だと思う。また、公的機関である世銀には政策があるべきで、貸せるところがあればどこにでも貸すということではないと思う。化石燃料ではなく、自然エネルギーに対する融資を増加させる政策をとることも可能だと思う。

本山：

重要な話だと思うので、次回以降もう少し具体的なペーパー等を出して議論したいが。

MoF 丸山：

賛成である。

大芝：

MDBs 研究会でも議論が出たと思う。また、世銀以外が融資することについても考えていただきたい。

3-2. 世銀の民間セクター開発戦略について

本山：

最近の世銀の貧困削減に関する文書でも、経済成長があれば貧困削減ができるというような単純な議論はしていない。しかし、この民間セクター開発戦略ペーパーではその世界銀行自身の分析ですら生かされていない。例えば、市場へのアクセスが貧困削減の重要な要素であることは私も否定しない。しかし、それだけで貧困層の生活の質の向上や女性のジェンダーの問題に関してポジティブなインパクトがあるかのような議論については間違っていると言わざるを得ない。例えば、ILO(国際労働機関)や国連の人権機関のような他機関が出したペーパーでもこれは明らかである。この民間セクター開発戦略ペーパーでは、そのような基本的なことについての分析が生かされていない。特に問題なのは、社会サービス分野。この戦略では、公共セクターのサービスは悪く、貧困者に届かないので、民間セクターにまかせるとしている。しかし、民間セクターの導入により貧困層が打撃を受ける可能性もある。この戦略で貧困削減をいかに保証するかという十分な議論が行われていない。

さらに、WTO(世界貿易機関)、GATS(サービス貿易一般協定)が与える影響として、民間セクターが参入できる状況で、公共セクターによるサービスという選択肢が制限される点に問題がある。民間セクターの条件が整えばサービスが良くなることは否定できない。しかし、公共セクターによるより良いサービスという選択肢に十分注意が今後払われず、そうしたポリシーオプションが制限

されることになり得るのでは。

インフラサービス分野の自由化について、ウィークガバナンスのもとでもそれが可能な理由が書かれている。これまで同様にガバナンスを重視すると、インフラサービス分野の自由化ができるのは民間セクターが投資できるだけのガバナンスの整った数少ない国に限られてしまうということだと思うが、これが提起されてくる背景は理解しかねる。これらに関して議論が行われているならば、日本政府としてどのような対応、コメントがされているのか。

世界銀行グループとして民間セクター開発が中心化していく、具体的には IFC（国際金融公社）MIGA（多国間投資保証機関）が拡大する方向性が出てきている。IFC、MIGA は、民間セクターが参入できる部分についてはシンプルに支援してきたと思う。しかし、貧困削減を直接的に支援している機関ではない。貧困削減という目的において、IFC、MIGA のように民間セクターを支援することが果たして有効か疑問。特に IFC MIGA の場合、透明性、環境社会面のパフォーマンスに問題があると思う。現状のまま IFC、MIGA がオペレーションを拡大していくのは問題があるのでは。これらに関するきちんとしたペーパーが出る前に、民間セクター開発戦略ペーパーが 12 月に理事会で承認されると非常に困る。きちんとコンサルテーションを行う、また民間セクターの参入についてもう少し広くスコープをとった上で慎重に検討する必要があるのでは。

MoF 丸山：

反論するつもりはないが、IFC、MIGA のオペレーションについて、中進国に対して世銀グループ全体としてどのように関与していくかは、IDA（国際開発協会）だけから融資を受けている国とは当然のことながら様相が異なる。ひとつは IBRD（国際復興開発銀行）のように受入先が政府や政府機関である場合とは異なり、IFC は民間企業が受入先となる。これは、特に中所得国に対する一般的アプローチとしては有効だと思う。確かに、貧困層に直接的な支援を提供していないプロジェクトは結構ある。しかし、だからといって全く有効でないというわけではない。例えば地元企業と先進国の企業と IFC がジョイントベンチャーという形でプロジェクトを実施することで、世銀グループの環境ガイドラインが適用されることになる。それが、貧困層に対する救済手段につながることもあろうし、また当該国企業の発展とそれに対する技術、情報移転を伴うという利点がある。また、例えば、技術援助、インスティテューショナル・ビルディング（被援助国の行政制度の整備）、市場の環境整備などを組み合わせることで、なるべく貧困層に対する支援が行われるようわれわれとしては見ていきたい。ただペーパーにはそれが詳しく記述されていないことも事実なので、民間セクター開発戦略が貧困削減を支援できるかもう少し明確にした方が良いという指摘はその通りだと思う。これは 12 月の理事会までに様々なことがインプットされ、内容が変わってくると思う。コンサルテーションのプロセスがはっきりした時にはご連絡する。ただ、言うべきことは言っていないかなくてはならないが、世銀のペーパーなので、ある程度のところで妥協は必要。

本山：

ホームページによるとドラフトが改定され次のものが出ているとのことだが。

MoF 丸山：

それについては確認する。

本山：

民間セクターの開発がどのように世界銀行全体の開発目標である貧困削減と関わってくるか議論が必要。世銀の開発のスコープは環境、ジェンダーも含む広い範囲で捉えられなければならないが、IFC、MIGAにはそれが欠けていると思う。世界銀行の overarching goal である貧困削減が有効にシェアされていない。

MoF 丸山：

そうだと思う。IFC、MIGAの文化はIBRDの文化とは少し異なる点がある。IFC、MIGAでは投資銀行のような面があり、そちらは地元のスポンサーも先進国のスポンサーも取り組むが、環境、ジェンダーという部分は欠けがち。われわれもそれはしっかり見ていかなくてはと考えている。そこからさらに貧困削減に対し、どのような効果があるかまではなかなか至らないというのが正直なところ。

本山：

世銀の中で民間セクター支援が貧困削減の十分なツールかが最も大きな問題となると思うが。

MoF 丸山：

貧困削減には様々な方法がある。本当に貧困削減を100%結びつけるならば、世銀を銀行ではなくグラント機関にすれば良い。しかし、今よってたつ様々なシステムはそのようになっていない。世銀内の民間の様々な部門とIFCで、貧困削減にどの程度寄与するかはグループ内でも議論がある。世銀の行なう信託的な仕事の部分では民間の部分でもかなり意識が進んでおり、例えば環境、ジェンダーなどの分野に配慮しなければならないという意識は高まってはきている。が、もう一步組織内の意識から変えていかなくてはならない。プロジェクトを作る際に、それが環境面でどのような影響があるか、どのようなプロセスで行うかをきちんと分析し、理事会に報告するなどしなくてはならないと思う。われわれも注意して見ていく。

本山：

世界銀行全体としての民間部門重視の方向性については、IDA増資の議論でもされると思うが。

MoF 丸山：

IDA増資の議論では特にはないと思う。世界銀行内で民間セクターを主流化するのではなく、重要なツールの一つと考えているだけ。

本山：

アロケーションを民間セクターに振り分けていく動きが増えているが。

MoF 丸山：

ラ米では大きな需要があるため。むしろ、プロジェクトの中をきちんと見ていくことが重要だと思

っている。

本山：

IDA 増資において民間セクターがどのように扱われるかも気になる。

MoF 丸山：

IDA 増資に関しては先が見えないが、必要であれば報告する。また、ドラフトの改定、今後のコンサルテーションの予定については調べてご連絡する。

片山：

現場で活動している NGO の間ではジレンマがある。グローバリゼーションが現地の人を襲うなか、最も貧しい人たちが民営化やグローバル化にどのように対抗するかという問題である。民営化は困ると政府に対して要求する動きと、止められない流れなので、例えば NGO あるいはローカルな人たちが民間セクターを起こしていこうという動きとがある。これはまだ試行錯誤段階ではあるが、すでに NGO や現地の人たちが組織する組合が自分たちで市場をつくるとか、教育や保健の分野で政府の代わりとなる働きをするなどしている。それは世銀の規模からいえば小さいかも知れないが、NGO や CSO (Civil Society Organization) が民間セクターに入り、世銀のキャパシティを向上していくことを織り込めるのではと感じた。

MoF 丸山：

ペーパーを読んだ限りではそのような視点はないようなので、日本から指摘しても良いかもしれない。

北沢：

利益を追求する企業と、エコノミー・ソリデール (連帯経済、ソリダリティ・ベースド・エコノミー) とがある。これは、人々の連帯に根ざした経済活動で、協同組合、ミューチュアル、NPO などが当てはまる。マイクロクレジットもこの中に含まれる。そのような経済が GNP の 10% 以上になると市場経済をコントロールできるとの考え方があり、オルタナティブではないものの、貧困を無視した極端な利潤追求を抑えるという考え方である。南米ではこれらの活動が大きくなっており、美術館や学校なども協同組合で運営している。反グローバリゼーションの活動をしている NGO 間で今話題となっている。

MoF 丸山：

そのような存在は非常に重要で、世界銀行全体でも大事にしていかななくてはならない。しかし、それを民間セクター開発戦略ペーパーにどう取り入れるかは難しい問題。

北沢：

私は、融資や民間企業では貧困削減はできないので、NGO としてはこれ以上貧困をつくらぬよう阻止するしかないと考えている。そのためのガイドラインを公的機関である IFC は持つべきである。環境問題についても、融資が良い環境を作り出すのは無理なので、多くの NGO の関心は環境

破壊させないこと。これが再生可能エネルギーへの融資になると、環境を作り出すことになる。そのようななかで、融資機関である世銀が貧困削減を打ち出すのは自己矛盾だと思う。長いスパンで GNP を増やし、経済成長し、輸出を大きくして豊かになり、貧困を削減すると開発経済は言ってきたが、失敗している。

本山：

私は民間セクターに全く意味がないと思っているわけではない。ただ、このペーパーについては、世界銀行の開発目標と民間セクター支援が合うよう民間セクターに関して強力なスクリーニングをすべきだと考えている。そして、民間セクターによるネガティブな影響をどのようにセーフガードするかについての議論を中心的なところできちんとしていただきたい。

3-3. ソンドウ・ミリウ水力発電プロジェクト（ケニア）における債務問題に関して

松本：

九月初旬に国会議員の議員団が調査に訪れ、このプロジェクトを良いと評価し、進めていくとコメントされたと聞いている。しかし、このプロジェクトには債務問題が伴う。パリ・クラブ（債権国会議）のリスケジュール（債務返済繰り延べ）終了後の延滞債権の状況、また 2000 年 7 月以前の状況も可能であれば教えていただきたい。

もう一点はケニア電力公社（Kenya Electricity Generating Company, KENGEN）の経済状況を財務省がどのように分析されているか。8 月 15 日にケニアの反汚職法が国会で否決されたことを通じ、IMF（国際通貨基金）は融資を凍結する旨を明らかにしたとのことだが、これも踏まえて財務省として特に債務問題に関し、このプロジェクトにどのように取り組んでいるのかお聞きしたい。

MoF 山崎：

ある国の債務の延滞状況については発表できないというのが一般的なルール。個別の国の債務、特に延滞状況は、その国の信用に関わり直接市場に影響するため。しかし、財務省としては、ケニア政府の財務状況には非常に関心があり、債務繰り延べ期間後、非常に緻密にフォローしている。つまり、もし延滞があれば、この事業に対して融資することはないということ。

ケニア電力公社についても、信用に関わるため、具体的な財務状況の公表は差し控えていただく。財務省としては、これについてもできる限り情報収集しており、貸借対照表や支払い状況だけでなく、エネルギー分野の改革による環境変化、ケニア電力公社の主な収入となっている KPLC（Kenya Power & Lighting Company）の支払い状況も見ている。

IMF との関係について。IMF が求めている汚職追放・防止を実施するためのケニア対汚職機関の設立に大統領はコミットしている。しかし、ケニア議会では、汚職追放を反対しているわけではないものの、憲法で定める三権分立に抵触するとして否決するなど設立に手間取っている。IMF としてはこの成りゆきを見守りたいようだ。IMF のこのアプローチと、日本政府の対応とは直接結びつかない。しかし、IMF を含めた国際社会が求めている様々な点が前向きに解決されることが非常に重要。IMF の判断後、先日のレビューの結果が出る。これはケニア財務状況に対するわれわれの判

断の材料の一つになる。しかし IMF の判断が出なければ、われわれが判断できないわけではなく、われわれも独自に情報を集めている。

環境社会問題についても受け身になっているわけではない。外務省の担当課長が現地訪問し、NGO や住民からヒアリングをしている。その結果、この事業を完全に中止すべきとの意見は見られず、むしろ様々な問題への配慮をケニア電力公社が対処しつつ、事業を進めて欲しいとのことだと理解している。これは伝聞なので、これが住民や現地 NGO の総意であること、かつ環境等社会問題の配慮について、実施機関がきちんと対応するつもりがあることを、第二期を進めるにあたり、われわれが事前に確認する具体的な方法を外務省も含めた政府内で考えている。財務省としてはそこに積極的に関わっていく。

松本：

人権についてはどのような対応をするのか。また社会環境問題に対する配慮方法を具体的に説明していただきたい。

MoF 山崎：

現地に住民対話集会や技術委員会などのフレームワークができています。特に 2001 年 7 月の住民対話集会で住民の側から改善項目 60 数項目出された。われわれの理解ではそこに問題が網羅されていると思う。それに対し、実施機関がどのように対応するか確かめ、住民や NGO の側にもその対応を進めても構わないかを確かめたい。具体的なことはさらにつめる必要があるが。

松本：

人権問題についてはどうか。

MoF 山崎：

具体的には発砲事件のことか。

松本：

NGO がそのように言うには根拠がある。途上国において石油や銅の採掘鉱山開発プロジェクトの問題を指摘する人に対して人権の抑圧などかなり強引な手段がとられることが多いからである。企業の関わりはあまりないと考えられているかも知れないが、チャド・カメルーンに関しては、マネージメントに対してかなり強い企業のロビーがあったと聞いている。ケニアの問題に関しても、当初から問題を指摘してきた NGO の方は表に出られない状況である。外務省でも技術委員会で解決していくとの回答だったが、NGO は技術委員会では問題が解決できないと 2001 年 4 月からずっと言い続けている。2001 年 9 月 5 日の KBC (Kenya Broadcasting Corporation) ニュースでも、NGO がこのまま進められては困る、問題を指摘し始めた頃から何も解決していないとしている。技術委員会がつくられたことは一つのステップだと思っている。しかし、本当にそこで問題解決ができるかを考える上で、ケニアの NGO や活動家が自由に活動できる状況にあるか、汚職問題に絡んで企業がどのように動いているかが、非常に重要な問題だと私は思っている。そういう意味で人権状況の改善、あるいは今後の具体的な解決方法、また、ケニアで行われている裁判で改善の方向

が見えていると考えていらっしゃるかお伺いしたい。

MoF 山崎：

財務省だけでなく様々な方が現地に様々な形で接触を試みている。しかし、前に関わっておられた方との接触が難しく、住民集会、技術委員会をベースにせざるを得ない。そのような方の声を聞くチャンネルがあるならばいただきたい。確かに企業側の雇ったガードが、NGO メンバーに発砲した事件もあり、それについての情報も受けている。しかし、それは偶発的に起きたものであり、案件を進める上で起きた人権侵害との認識は今のところ持っていない。

重田：

前向きにダムの建設を進めているとの印象を受けた。今回帰ってきた議員の方々と外務省の情報公開をセッションする場を持ったか。また、ODA10%削減や週刊誌に書かれた疑惑などがある中で、このプロジェクトをどのように推進していかれるのか、ご意見をお聞きしたい。

MoF 山崎：

今回訪問された議員の方々とは接触していない。外務省は同行しただけでなく、担当課長が昨日（2001.9.10）土肥衆院外務委員長から話を聞いたようである。その前に現地で詳細な調査をした外務省の担当課長からは、一人一人の住民にかなり時間をかけて書いてもらった調査書を見せてもらった。ODA の削減も含めた厳しい財政事情のもとこの案件を進めるのかという議論はそれはそれである。この案件が様々な形で週刊誌に取り上げられたのも事実である。が、少なくとも環境社会問題が解決されたことをいかにきちんと確認するか、また財政状況の見極めの問題が残っている。聞いた範囲では、現地の人たちも一定の条件のもとでこの事業を進めて欲しいとのことである。また、すでに基礎の部分はできており、ゼロから始める事業ではない。それも考えれば、申し上げた問題点が解決できれば中止する理由はないのでは。

松本：

延滞債権を慎重に見ていることはわかる。今後どれくらい見ていくことを考えているのか。

MoF 山崎：

ケニアに限らず、他国 ODA の実施にあたって非常に難しい問題である。これまでの債務がきちんと返済されているかだけでなく、われわれは償還スケジュールを見て、例えば何ヶ月後に大きな返済があるならば、後どれくらいで返せるのか、そこまで待つと判断することもある。より抜本的な問題で言えば、本来はその国のデット・サステナビリティ、つまり通常の手借入金であれば元本の返済猶予期間が 10 年間あり 11 年目から 40 年後まで返済することになるので、そこまで見なくてはならない。それにあたっては日本だけではなく、他国からどのような形・条件で借りているか、その国の輸出が伸びるか否か、あるいは直接投資が増えてくるかなどを相互的に考え、過去の経験などから判断する。

松本：

それに関して詳細なレポートを書かれていると思うが、公開は可能か。

MoF 山崎：

個別の国の債務状況は市場に思わぬ影響を及ぼすことがあるので、数字は難しい。非常に一般的な文章の部分しか出せないと思う。

重田：

随時、経過報告していただくことは可能か。

MoF 山崎：

それは可能である。

松本：

様々な数字を見て分析しているが、細かい数字は公開できない、今の時点で最終的な結論も出せないということか。

MoF 山崎：

論点としてはそういうことである。

松本：

2000年9月3日、議員団とNGOが懇談した時に出したNGOの覚書を高坂さんにメールでお送りしたが、また資料を改めてお送りし、また別の機会に話をしたい。

MoF 丸山：

直接、いつでもどうぞ。

大芝：

このような融資は財務省内のどこの誰がどのようなプロセスで決定するのか。

MoF 山崎：

まずJBIC（国際協力銀行）が審査し、政府としては外務省が決定する。ただ外務省と財務省と経済産業省の3省体制になっており、財務省は財政当局としてその国のデット・サステナビリティを中心に意見を言う。

片山：

財務省がだめだと言う場合には誰が言うのか。

MoF 山崎：

国際局が担当という意味では国際局長。実際の決済は大臣。最終的には閣議。

ただ、この案件に関してはなぜ融資してはいけないのかわからない。技術委員会で聞いている限り、全てではないが現地のNGOが条件付きでありながら、融資して欲しいと全員署名している。

片山：

それに対抗する証拠があるならば、出せば良いということか。

MoF 山崎：

あるならばすぐに出していただきたい。

松本：

全員が署名していることはないと思うが。

MoF 山崎：

少なくとも技術委員会、住民集会の人は全員署名している。

松本：

2001年7月の住民集会か。

MoF 山崎：

1月のステイクホルダーの集会で。

松本：

60人から70人全員署名しているということか。2001年の住民集会の時、合意されたという文書は参加者に配布されることもなかったのだが。

MoF 山崎：

その表明を受け、1月の住民集会でそれが認められた。

寺嶋：

債務の返済状況について公開されないならば、債務に関する財務省の決定をこちらとしてどのように判断すれば良いのか。

MoF 山崎：

このポストに7月に就いた時、国民の税金である円借款を出すか否かを判断する時にアカウントビリティとして相手国の債務状況を出さなくて良いのか内部でも議論した。しかし、ある国が市場から大丈夫か様々な目で見られている時に、公開すると市場で混乱が生ずることがある。もし、相手国自体が公開するのであれば問題ないかもしれない。実際の数字は、われわれだけではなく、外務省やJBICも把握している。恐らく外務省やJBICも同じ考え方だと思うので、そちらに聞かれても同じような回答しか得られないと思う。

寺嶋：

ソンドゥ・ミリウについては、債務状況が十分協議されないまま、交換公文が締結されるのではと

NGO 側は危惧している。先日の外務省との定期協議において、ケニアの債務返済状況、追加の円借款についてお尋ねしたところ外務省の担当の方は円借款をストップする判断には当たらない、現状ではまだ返済が可能ということだった。しかし、こちらとしてはデータを見なければ判断しようがない。

また、円借款で第 1 フェーズが行われているが、その明細を知りたい。汚職の疑いもたれているので、79 億ドルが何に使われたのか知りたいと働きかけたところ、これは受注した企業の財務に関わることなので、公開できないと言われた。

松本：

コンサルタント 18 億円、工事のために 44 億円という以上の細かい数字は何も出ておらず、企業秘密との理由も特についていないが。

寺島：

円借款全てに関わると思うが、それが企業のことだからといって公開できないのは問題。

MoF 山崎：

外務省や JBIC に確認してみるが、国民の税金なので公開できないことはないと思う。知りたい方にはきちんと公開したい。

MoF 丸山：

債務については延滞があれば融資は出さないという一般的なルールがある。デッド・サステナビリティは中長期的な話なので完全には分からない。そのため一定の経験値、理論値から判断するしかない。ある程度われわれを信用していただくしかない。

3-4. 国際金融業務における財務省の役割について ~ ヒンクルット石炭火力発電所(タイ)から ~
福田：

ヒンクルットはタイ南部プラチャップキリカン県に計画されている 140 万キロワットの石炭火力発電所である。IPP(独立発電事業体)による事業であり、事業者は UPDC(ユニオン電力開発社)。投資者の中心は日本のトーメンで、以前はアメリカとフィンランドの企業が資本参加していたが撤退を表明、その後中部電力と豊田通商の資本参加が 8 月 16 日に発表された。タイの電力公社と 25 年の売電契約を結んでいる。このプロジェクトに対しては、かなり以前に現地から反対の声上がり、様々な経緯を辿って現在はコミュニティ内が分断状態である。問題として指摘されている最大のポイントは温排水による漁業への影響である。養殖プログラムも予定されているが十分ではない。また、環境アセスメントが何度も実施されているが、当初のレポートにおいては珊瑚礁の存在を無視するなどの不備が指摘されている。地元自治体は賛成だが、近くの自治体は反対、また賛成しているトンチャイ区は非常に広い自治体で、プロジェクト地に近い人口密集地帯の人たちは反対している。最近出資企業が決まったので、近々 JBIC に対して投資金融の要請があるのではないかと考えている。

質問は JBIC による財務省への関与の権限や範囲についてである。円借款については「外務大臣が財務大臣と協議を行う」と国際協力銀行法上書かれており分かりやすいが、JBIC の国際金融等業務においては財務省はどのような根拠でどこまで関与することができるのか。次に、JBIC はこの案件について環境影響、住民参加などの問題があるため白紙だとしている一方、外務省が非常に推進している。参議院の中村敦夫議員が提出した質問主意書に対して外務省は「このプロジェクトは問題ない。日本国民の財産を守るのは外務省の使命。」と回答している。この日本政府内での意見の相違をタイ政府や住民から見ると、日本政府が推進しているプロジェクトとしか見えないだろう。このプロジェクトに対する日本政府内での意見の相違を私たちとしてはどのように考えれば良いのかお伺いしたい。3 点目として、このプロジェクトに関する JBIC の進行状況を教えていただきたい。

MoF 山崎：

国際協力銀行業務の中でも、国際金融等業務（旧輸銀業務）はいわゆる円借款とは性格が異なる。国際協力銀行法上、国際金融等業務は財務大臣が主務大臣であるが、財務省の許可や承認などは原則必要ないことになっている。ただ、「業務に関し、監督上必要な命令をすることができる」との一般的な規定がある。理解としては、国際金融等業務は基本的には JBIC 固有の融資判断で実施されるべきもので、財務省は直接関与しない。ただ、融資が法律に違反したり、政府の方針に反したりした場合、例えば政府が経済制裁を実施している国への融資などであれば財務省が助言を行うと解釈されている。そう解釈されてはいるが、国際金融等業務のうちアンタイド・ローンは、円借款と条件は異なるものの性格的に似ているため、最近第二の円借款と指摘される場合がある。その場合、国会等に対してきちんと説明する傾向にはある。とはいえ、原則としては財務省が直接関与することはない。

ヒンクルットのプロジェクトは、国際金融等業務に該当するので JBIC が融資判断をする。この話が 98 年に最初にあった時は融資契約が順調に進んだ。その後、反対派住民による大規模なデモ、環境問題、プロジェクトのスポンサーの変更など大きな変化があった。そのため、現時点では本件について全く白紙の状態、JBIC は融資の審査は行っていない。JBIC が審査をしていないので、現時点でこの案件に対して財務省が何かを言う状況ではない。

この案件への外務省の関与は、外務省の目的の 1 つである「日本国民の海外における経済上の利益を保護」という文言を根拠としている。外務省としては、環境問題等の解決についてタイ政府に何かを言う立場にはないが、日本企業が出資しているこのプロジェクトを円滑に進めるために必要なサジェスションをしているとのことである。従って、JBIC の動きとは全く切り離して考えていただいた方がよい。現在、財務省として何かをいう立場にはないが、JBIC に対して融資の申請がされれば、当然環境ガイドラインに基づいて判断されることになる。

一部日本企業の方の行った記者発表についてはその企業の判断であってそれに対して何か言う立場にはないが、JBIC とは関係ない。

福田：

政府方針との整合性について、おっしゃった例はかなりハイレベルな政策上の問題だったが、例えば環境社会配慮、住民とのきちんと協議がなされていない場合も整合性がないとして、財務省が必要な助言を行うことは可能か。

また、外務省設置法の「保護されるべき利益」について、あらゆる利益が保護に値するわけではない。外務省がこのトーマンの経済的な利益をどのように正当なものか判断したのか疑問を持っている。

MoF 山崎：

円借款であれば環境社会問題に対してある程度相手政府に言うことができる。国際金融等業務の場合は全く同列には扱えないが、ただ、ある程度これとパラレルに考えるならば、環境社会問題に関して相手国政府に指摘することができる。

この案件に関しては環境問題に対するタイ政府の最終的な姿勢が決まっていない。タイ政府が態度をはっきりとさせ、事業者からの融資の要請を受けた時点で JBIC として正式に融資を検討する。

3-5. ECA（公的輸出機関）の共通の環境ガイドライン策定について

松本：

環境ガイドラインの研究会が 2000 年 10 月から開かれ、提言がまとまっている。特に情報公開や住民との協議において国際的にも評価されるものができたと思っている。8 月 24 日に ECG で議論が行われているコモン・アプローチについて再度 NGO からのコメントを送らせていただいた。特に、プロジェクト審査前において審査の透明性を高め、環境情報へのアクセスを確保することを一番目の項目に挙げている。これはこのガイドラインにおいて確保されるべき最も重要な事項だと NGO が思って推進しているもので、それが今回のガイドラインの研究会の提言に出てきたことを評価している。ぜひ財務省の方からいきづまっている国際交渉を前に進めるようなことをしていただけないか。それについて具体的な話があればお聞きしたい。

もう 1 点は、提言を受け今後 JBIC がどのようにガイドラインに対応するかがこれからの課題だと思っており、それには多くのプロセスが残っていると思う。財務省としては今後どのように JBIC に対し働きかけるのか。

MoF 門間：

これまでに 16 回研究会を開き、非常に良い提言ができたと思っている。NGO から ECG に提出されたレターに関し、具体的にこれをどのような形で ECA の環境ガイドラインの交渉に反映できるか真剣に悩んでいるが、見通しとしては楽観できないと思う。現在の案文をさらに積極的にしようと考えている国は少なく、重要性を理解してもらうのが難しい。1 つは JBIC の研究会の提言をどのように伝えるかだが、個人的には ECG の会議の際に事務局や関係者に資料を配るだけではなく、私からも説明したいと思っている。少しでもインパクトがあればと思っている。

2 番目の質問に関して。研究会の報告が出たばかりなので、今後 JBIC 内でそれを消化し、オーナーシップを持って対応を決めていくことになる。しかし、組織全体としてすぐに理解していただくのは難しいと思うので、まずは JBIC の研究会の報告書に盛られた提言の重要性をまず理解してい

ただのことだと思う。それは私たちにとっても重要なことだし、かつ JBIC 自身にとっても良いことだと思う。問題が起こる前に対処することが時間もコストもかからず重要だと折に触れて説明していきたい。皆さんからも提案があれば遠慮なくおっしゃっていただきたい。

MoF 丸山：

個別のコンタクトを排除しているわけではないので、定期協議以外にも軽い気持ちで議論しに来ていただきたい。その方がわれわれとしても勉強になる。情報交換もできるし、議論しながらお互い理解していける。

次回の協議会は、実験的に企画官の門間がコーディネーターとして司会的な役割をする。

寺島：

一度財務省の方に福岡で定期協議をしていただきたい。他地域にも関心のある人はいるので、機会があればぜひお願いしたい。

MoF 丸山：

出張の旅費として皆さんの税金を使うことになるのでなかなか難しいが、本当に機会があれば私 1 人でもお伺いしたい。

重田：

数人でも良いので、年に 1 度福岡にお出でいただければと思う。

MoF 丸山：

例えば京都にも NGO があるので、福岡だけでなく京都など、いろいろなところにお伺いしたい気持ちはある。

以上

(記録担当：竹内、倉戸)